

「バスでらくらく！サイクリングプロジェクト」実証業務 仕様書

1 委託業務の名称

「バスでらくらく！サイクリングプロジェクト」実証業務

2 委託業務の目的

本県におけるサイクルツーリズムを推進するため、国内外から幅広い層のサイクリストを本県に迎え、サイクリストが走力にかかわらず、サイクリングを楽しみながら県内の観光地を楽に巡ることができるよう、バスを活用した新たな観光サイクリングツアーの実証を行う。

3 委託業務の内容等

- (1) 県内外のサイクリストを対象として、県内での観光サイクリングツアーを実施するための専用バスを用意し、車内外のラッピングなど専用バスとしての機能を果たすために必要な整備を行う。
- (2) (1) のバスを活用したモニターツアーの企画、運営（3回程度）を行う。
なお、モニターツアー実施に係る募集用チラシを、ツアーごとに作成し、その電子データを県広報用として提出すること（A4サイズ及び16：9サイズ1M程度）。
- (3) モニターツアーの参加者に対してアンケート等による調査を実施し、サイクリストのニーズやツアーの改善点等の把握を行う。
- (4) (3) の結果を踏まえ、改善策等の提案を行う。
- (5) その他、第2条の目的の推進に有効な取組みを提案し、実施する。

4 委託費 5,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5 委託業務の期間

契約締結の日から令和3年12月31日まで

6 証憑書類の保管

証憑書類は必ず保管し、事業実績報告書とともに写しを提出すること。

7 委託契約について

- (1) 本委託契約に係る委託料は、必要な場合、一部前金払を可能とする。
- (2) 受託者は、本委託業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議し、原則として委託者の指示に従うものとする。
- (3) 受託者は、本委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、徳島県の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 受託者は、本委託業務を行うにあたり、旅行業法、旅館業法、道路運送法等の関連法令等を遵守すること。
- (5) 受託者は、業務中に知り得た秘密について、第三者に漏らしてはならない。
- (6) 受託者は、本委託業務完了後、成果報告、収支報告等の実績報告書を委託者に提出する。